

Title	藩別に見た初期の慶應義塾入門生(1)
Sub Title	
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.333(431)- 333(431)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	餘白録 慶應義塾史研究特輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0333

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二十五條

國法を遵奉するは國民たるものゝ義務なり。單にこれを遵奉するに止まらず進んで其執行を幫助し、社會の秩序安寧を維持するの義務あるものとす。

第二十六條

地球上立國の數少なからずして各その宗教言語習俗を殊にすと雖も、其國人は等しく是れ同類の人間なれば、之と交るには苟も輕重厚薄の別ある可らず。獨り自ら尊大にして他國人を蔑視するは獨立自尊の旨に反するものなり。

第二十七條

吾々今代の人民は先代前人より繼承したる社會の文明福利を増進して、之を子孫後世に傳ふるの義務を盡さざる可らず。

第二十八條

人の世に生るゝ智愚強弱の差なきを得ず。智強の數を増し愚弱の數を減ずるは教育の力に在り。教育は即ち人に獨立自尊の道を教へて之を躬行實踐するの工風を啓くものなり。

第二十九條

吾黨の男女は自ら此要領を服膺するのみならず、廣く之を社會一般に及ぼし、天下萬衆と共に相率ゐて最大幸福の域に進むを期するものなり。

(末尾) 明治三十三年六月、病後初筆、福澤諭吉

藩別に見た初期の慶應義塾入門生

慶應義塾現存の最古の入門姓名録は、文久三年春入門の小林小太郎より記されてゐる。入門帳に記された入門生の藩別傾向は、幕末明治初頭の變革期に際しての、諸藩の英學に對する關心の一端を示すものであると共に、慶應義塾が如何なる藩から認められてゐるか、ひいては英學界における慶應義塾の地位を示すものとも云ひ得る。藩別傾向の猶強い明治四年四月が慶應義塾にあつては三田への移轉時期でもあるので、こゝでは一應三田移轉以前の入門生に限つてみた。

中津藩の入門生が最初の年より入門を見、その數も連年相當數あることは當然のことではあるが、慶應三年に一名、明治元年に三名と減少してゐるのは、維新の際の中津藩の混亂を示すものであらう。

文久三年より慶應三年迄の五年の中、三年以上にわたつて入門生をみることに出来る藩は、和歌山、熊本、高知、薩摩、廣島、仙臺、宮津、福井、盛岡の諸藩で、大體洋學に熱心でありかつ幕末に盛に活躍した藩が多いことは、單に偶然の一致として片附ける事は出来まい。(三八七頁に續く)